

恩納村地域耕作放棄地対策協議会からのお知らせ

恩納村地域耕作放棄地対策協議会では、耕作放棄地を借りて再生作業に取り組む農家へ補助を行っており、今年度は2件の耕作放棄地の再生を予定しております。

来年度以降も引き続き、耕作放棄地の再生作業に取り組む農家を募集いたします。右記の要件をご確認のうえお申し込みください。

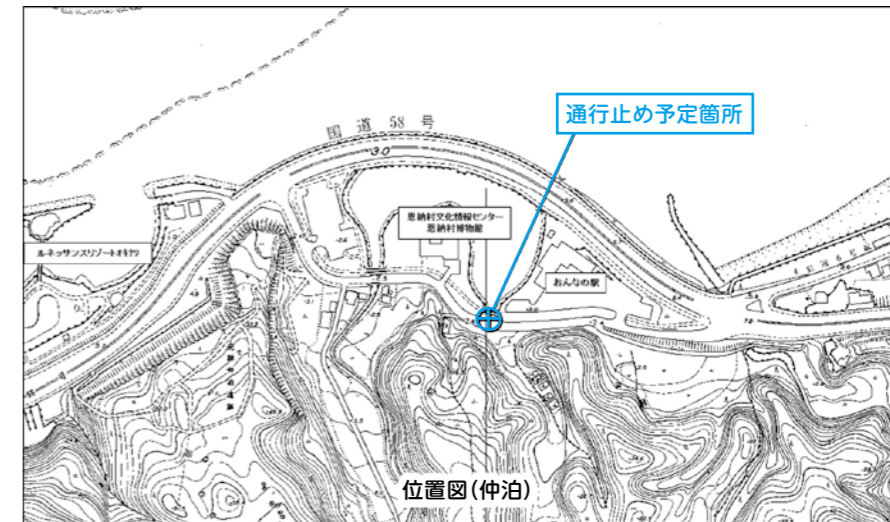
- 1 耕作放棄地を所有していないこと。
- 2 作業終了年度から起算して5年間以上利用権設定(使用貸借)し耕作すること。
- 3 その他、本協議会が認めた者。

問合せ 農林水産課 農政係 ☎ 966-1202

村道の一部通行止めのお知らせ

1. 場 所: 仲泊地区
2. 通行止め期間: 平成28年9月下旬 ~ 平成29年2月末(予定)(※ 詳細な日付は決定次第通知いたします。)
3. 概要: 要: 橋梁架け替え工事

○ 恩納村字仲泊地区(おんなの駅近く)に架かる「大道橋」の老朽化に伴う架け替え工事を実施する事により、村道大道線の一部が上記の期間、車両通行止め(昼間・夜間とも)となります。



地元住民ならびにご利用の皆様には、長期間にわたりご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

問合せ 建設課 計画建設係 ☎ 966-1203

恩納村文化情報センターだより Vol.59

ありがとう! 来館者10万人達成!

開館から約1年3ヶ月、8月7日(日)におかげ様で来館者10万人を達成いたしました。午前11時58分に村内在住の方が10万人目となり、セレモニーにて恩納村長と文化情報センター館長から認定証と記念品の贈呈が行われました。また、事前に行っていた「来館者10万人達成日を予想しよう!」では、見事5人のピタリ賞が出ました。たくさんの応援メッセージもありがとうございました。これからも、皆さまに愛される施設を目指していきたいと思っております。今後とも恩納村文化情報センターをよろしくお願いいたします。



海辺の野外シネマ

9月30日(金)に文化情報センター 内海テラスにて野外シネマを行います。大きなスクリーンで、海風を感じながら映画を楽しんでみてはいかがでしょうか。
【上映作品】『いぬのえいが』
日時:9月30日(金) 18時~
飲食持ち込OKです! ※ゴミは各自で持ち帰りをお願いいたします。
作品の詳しい内容はHP又は、文化情報センター掲示板でご確認ください。
※上映作品は変更になる場合がございます。

【イベント終了】米国総領事館主催「ゾウ飼育員によるミニトーク&ドキュメンタリー上映会」

8月12日(金)「世界ゾウの日」にちなみ、8月10日(水)に沖縄こどもの国職員によるミニトークや、アフリカゾウの危機的現状を記録したドキュメンタリー映像の上映を行いました。ミニトークでは、約10キロもある本物のゾウ牙に触れたり貴重な体験をすることができました。ご参加いただいた皆さまありがとうございました。



本の返却ポストから返却ができます

村内北側4ヶ所に返却ポストを設置しました。下記の設置場所で本を返却することができます。お近くの返却ポストを是非ご利用ください。

【設置場所】 ■名嘉真公民館 ■喜瀬武原公民館
■安富祖公民館 ■恩納村役場

<返却ポストご利用案内>

利用時間:平日9時~17時 ※公民館、役場の開館時間内に限る。

回収日:毎週水曜日(午前中)

本の回収は週一回です。回収後、返却が確認できるまで貸出ができない場合がございます。お急ぎの方は、文化情報センターに直接返却をお願いします。

恩納村文化情報センター 9月休館日

【休館日】
5日、12日、20日、21日、23日、26日
【資料整理日】15日

問合せ

恩納村文化情報センター 〒904-0415 恩納村字仲泊1656番地8
☎ 098-982-5432 【HP】 <http://www.onna-culture.jp/>
※センターに関する情報は、ホームページで確認できます

宝くじの助成金で整備しました。(宇加地区公民館)



平成28年度「一般コミュニティ助成事業」を活用し多目的ホールの空調設備の取替え工事を実施しました。これにより、熱中症対策を行い、さらに区民が健康で快適に活用できる施設となりました。

—空調機設置台数—

・ホール側 5台 ・ステージ側 1台



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申し込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所へお願いします。

問合せ 村民課 年金係 ☎ 966-1205